特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
32	「定額減税補足給付金(不足額給付)」に関する事務 基 礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

薩摩川内市は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として実施する定額減税補足給付金(不足額給付)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

薩摩川内市長

公表日

令和7年6月20日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

」					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	定額減税補足給付金(不足額給付)」に関する事務				
②事務の概要	令和6年度、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高対策として、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者(所得金額1,805万円以下)等への支援として、調整給付を支給し、令和7年度、令和6年分所得税額が確定した後に、本来給付すべき額と調整給付との差額を不足額給付として支給する。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 以下に掲げる事務について特定個人情報を使用する。 ・支給要件の判定に関する事務 ・申請受付に関する事務				
③システムの名称	・令和7年度不足額給付金に対する給付金システム ・Acrocity(個人住民税・行政基本) ・中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル	V名				
定額減税補足給付金(不足額	顔給付)管理情報ファイル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表135の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条				
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号別表の135の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関 する命令第162条の内閣総理大臣及び総理大臣が定める事務及び情報を定める告示				
5. 評価実施機関におけ	る担当部署				
①部署	保健福祉部 社会福祉課				
②所属長の役職名	社会福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示	:-訂正-利用停止請求				
請求先	行政管理部行政経営課 (住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)				
8. 特定個人情報ファイル	レの取扱いに関する問合せ				
連絡先	保健福祉部社会福祉課 (住所:薩摩川内市神田町3番22号、電話番号:0996-23-5111)				
9. 規則第9条第2項の過	適用 []適用した				
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			令和7年6月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2)) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[基礎2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書 施機関については、そ]	質目評価書又は全項	3) 基礎項目評価書	書及び重点項目評価書 書及び全項目評価書
されている。		C40 C40 == 2.11.		H I	y vy y y y y y y y y y y y y y y y y y
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワー	ークシステムを	通じた入手を除く 。	。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない者(元職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分で	ある]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[O]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
5. 特定個人情報の提供・移転	조(委託や情報提供オ	ネットワークシ ス	ステムを通じた提供を	- 除く。)	[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続	しない(入手)	[〇]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	Е]	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	

7. 特定個人情報の保管・消去							
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. J	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
	的ミスが発生するリスク †策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
	判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、給付金支給事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・特定個人情報の記載がある申請書等の保管					

9. 監	査				
実施0	D有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	₹ [] 外部監査	
10. 初	従業者に対する教育・	啓発			
従業者	舌に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 量	長も優先度が高いと考	えられる対策	[]	全項目評価又は重点項目評価を	実施する
	■ 2				
当該対	対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	給付金システムへのアクセスが可能な職員は、行政経営課の情報デジタルグループで権限を与えられており、アクセス可能な職員名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			3		